

第1編 危機管理総論

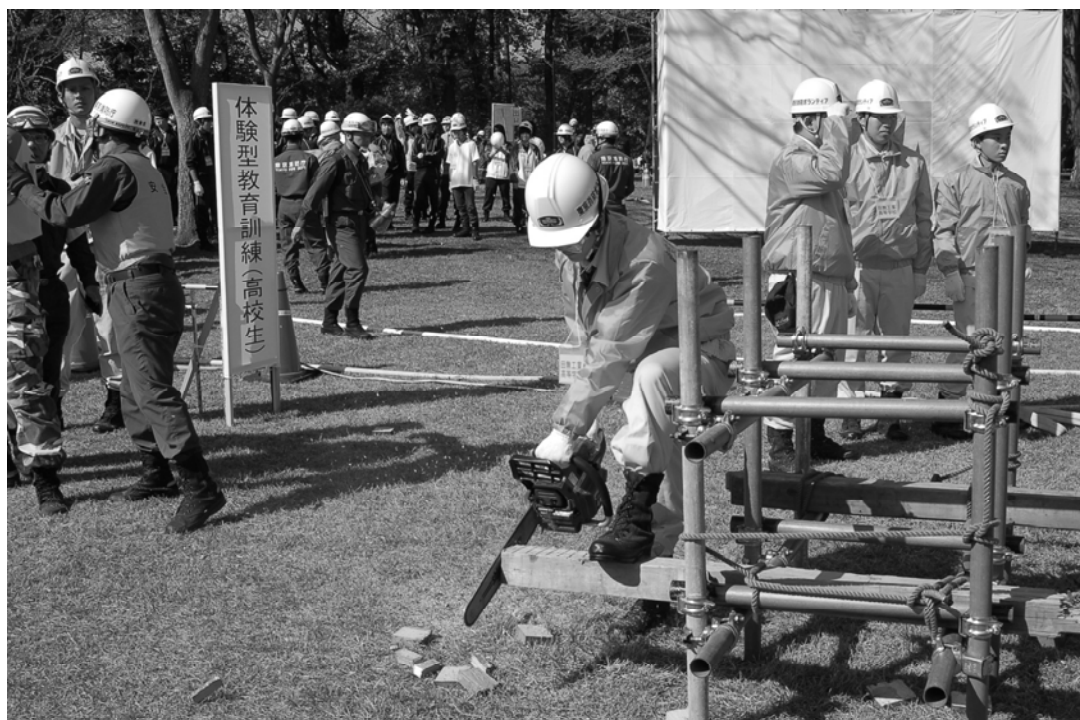
第1章 東京都の危機管理

第1 非常時の組織体制

- 1 東京都災害対策本部
- 2 教育庁、各所及び学校の災害対策本部
- 3 教育庁災害対策本部の構成
- 4 教育庁災害対策本部の対応業務一覧

第2章 学校危機管理マニュアル

第1 目的、基本方針等



東京都総合防災訓練 都立高校生による体験型教育訓練

第1編

危機管理総論

第1章 東京都の危機管理

東京都では、平成25年4月施行の「帰宅困難者対策条例」に向け、災害時の一斉帰宅を抑制するため、企業等に従業員の3日分の食糧等の備蓄を努力義務とした。

さらに、東京都防災会議は、「首都直下地震における東京の被害想定」を平成24年4月に公表し、東京都における防災計画の基本となる「東京都地域防災計画（平成24年修正）」を平成24年11月に決定した。

なお、東京都防災会議では、「南海トラフの巨大地震による都の被害想定」を平成25年4月頃に決定し、この被害想定に基づき平成25年度以降に「東京都地域防災計画」の修正を検討することとしている。

第1 非常時の組織体制

1 東京都災害対策本部

東京都は、都の地域に地震災害が発生した場合、災害対策基本法、東京都災害対策本部条例、同条例施行規則、東京都災害対策本部運営要綱及び東京都地域防災計画（震災編）の定めるところにより、緊急に対応する組織として東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。

(1) 都本部の設置

ア 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。

イ 都本部を構成する局の局長（教育長を含む。以下同じ。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。

ウ 危機管理監は、イによる要請があったとき、その他都本部を設置する必要があると認めたときは、都本部の設置を知事に申請する。

(2) 都本部設置の通知等

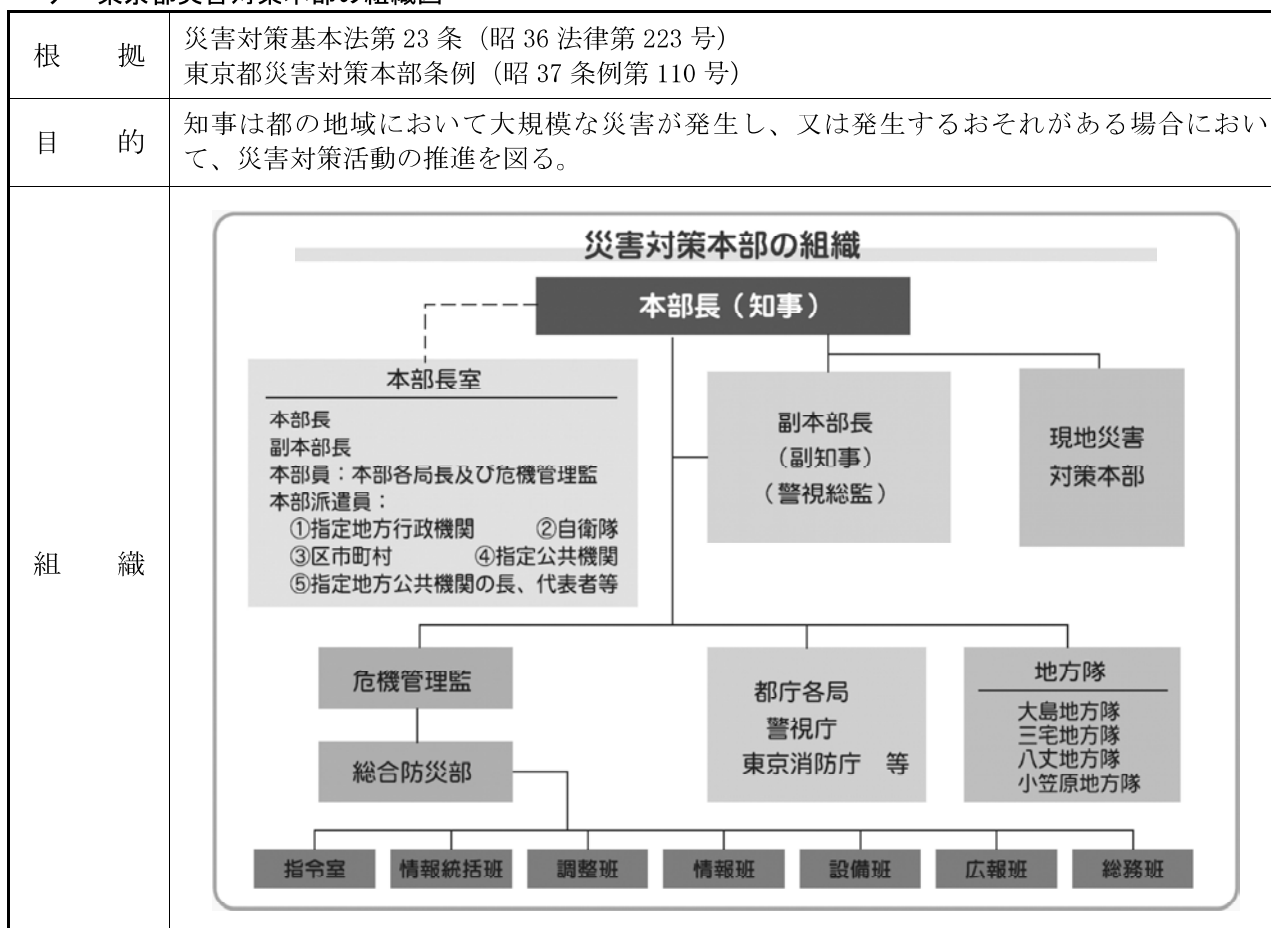
ア 本部長（知事）は、都本部を設置したときは、直ちにその旨を局長及び地方隊長並びに国（総務省消防庁）に通知する。

また、必要があると認めるときには、区市町村長、隣接県知事等にも通知する。

イ 知事本局長は、都本部が設置されたときには、直ちにその旨を報道機関に発表する。

ウ 本部長からの通知を受けた局長等は、本部の設置について、所属職員に周知徹底する。

ア 東京都災害対策本部の組織図



イ 都本部における教育庁職員

都本部における本部員等の指定及び役割は次のとおりである。

- **本部員：** 教育長
本部長（知事）の命を受け、局の事務を掌理する。
都災害対策本部会議の審議等に参加する。
- **本部連絡員：** 総務部教育情報課長、福利厚生部福利厚生課長
発災後3日間は第一本庁舎9階の東京都防災センターに常駐し、本部と教育庁の連絡調整に当たる。本部員を助け、都災害対策本部会議に参加し、教育庁との連絡のための通信要員を活用する。
- **本部員代理：** 本部員（教育長）が参集するまでの間、本部員の代理として都災害対策本部会議等に参加する。
教育庁においては、①課長級以上の本庁職員の中から②自宅から都庁本庁舎まで、おおむね1時間30分以内に徒歩で参集できる者を、あらかじめ本部員代理として指定し、総務局総合防災部へ事前に登録をしている。
- **通信要員：** 総務部所属の係長級職員から指名する。本部連絡員を助け、本部と教育庁総務部総務課間の連絡を担当する。

【 東京都災害対策本部における教育庁の役割 】（東京都災害対策本部条例施行規則第8条より）

- 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。
- 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。
- 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。
- 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。



都立高校における宿泊防災訓練